

とよひら・りんく NewsLetter

発行 札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会 「とよひら・りんく」事務局

札幌市豊平区西岡・福住地区在宅医療連携拠点事業推進協議会



とよひら・りんく

ホームページ: <http://www.toyohiralink.jp/>

令和7年度 第1回合同会議を開催しました。

令和7年6月30日（月）18:30～20:00 (Zoomでのオンライン)

令和7年度、第1回「合同会議」を開催いたしました。医療・介護関係者等、104名が参加されました。今回も円滑な運営の協力ありがとうございました。途中音声トラブルがあり、ご迷惑をおかけいたしました。

今年度は「多職種協働による個別ケース（困難事例等）の支援を考える」をテーマに症例検討を進めていきます。今回は2症例について、医師、医療ソーシャルワーカー、主任介護支援専門員の発表とその後参加者からの質問などを通し理解を深めました。

【症例1】医療機関受診歴がなく、地域包括支援センターが介入。その後、医療機関と連携し、支援を継続している事例について（80代・女性）。

【症例2】認知症・お一人暮らしにて、生活支援が必要であるため、地域包括支援センターが介入。その後支援を継続している事例について（70代・男性）。

《アンケート》

- ・支援に繋げていくまでの過程や困難な点や、その解決方法などがわかりやすく学べ、大変勉強になりました。話しの内容がとてもわかりやすかったです
- ・困難事例の具体的な関わりが分かり、勉強となった。
- ・後見人申し込みまでの流れなど、普段自分が関わる機会がない課題を学べた
- ・身寄りがいない、実子はいるが身元引受人としての役割を担えないなど増加していると思います。多職種連携は重要です。
- ・入院や施設入所までの前段階でどのようなかわりが必要なのか勉強できたこと。個々の事案で支援内容は変わるとは思いますが、多職種連携が大切と感じました。
- ・似たようなケースに携わった場合に、必ず参考になる。

当会ではこのような症例検討を継続し、地域の医療介護従事者の在宅支援力の向上の取り組みを行います。この取り組みにより1人でも多くの地域住民の方が住み慣れたご自宅等で生活ができるようになればと考えています。また「身寄りがいない人」への対応については厚生労働省「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>)を参考に、当会では対応シート(https://www.toyohiralink.jp/pdf/3_mimoto_hosho_2.pdf#zoom=100)を作成し、支援経過を共有する取り組みを行っています。なお、本課題については令和2年に杉浦地域医療振興助成にて研究を行いました（当地域の地域包括ケアシステム「とよひら・りんく」における身寄りがいない人に関する対応の検討）。参考までに、研究報告書 ([p60-83.indd](#))・報告動画 (<https://youtu.be/M69aFCoeCh4>)も公開されています。

身元保証人のこと

①緊急の連絡先に関すること

成年後見人等が選任されている場合でも、親族等がいる場合、治療等の内容によっては親族等へという場合もあり得ますので、内容と連絡先については事前に確認しておきましょう。

②入院診療計画書や介護保険制度の利用契約に関すること

ご本人のほか、ご本人以外の方への説明と同意が必要となることがありますので、事前に確認しておきましょう。

③医療機関に入院・介護施設等に入所中に必要な物品の準備に関すること

医療機関や介護施設等では、一部購入や貸し出しができることや一部預り金などの対応をしているところもあるので、事前に確認しておきましょう。

④医療機関での入院費・介護施設等での入所費等に関すること

金銭管理をしている方の確認と保険証等の確認しておきましょう。

⑤退院・退所する時に

医療機関からの退院、介護施設等からの退所の際、次の生活場所についての相談や環境整備、ご相談内容の引継ぎ「身元保証・身元引受」の項目①～⑦の確認しておきましょう。

⑥治療や人生の最終段階における意思決定に関すること

治療の方針や人生の最終段階をお迎えする場所（ご自宅か医療機関か介護施設など）については、繰り返し話し合いが必要とされています。主治医や医療ソーシャルワーカーなどに相談しながら行いましょう。下記の考え方が推奨されています。

- ・家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人に最善の方針をとることを基本とする。
 - ・家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
 - ・親族等がない場合及び親族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
 - ・このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。
- ※参考：厚生労働省 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

当地域では、医療・介護従事者のほか、弁護士等が加わった臨床倫理委員会での検討も必要に応じて行っています。

⑦(死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等について、葬儀会社、宗教、死後委託契約の有無等、事前に確認が必要です。状況によっては成年後見人等、市町村、葬儀会社との事前に相談をしておきましょう。

		家族などの身元保証人	
		いる	いない
意思表示	できる	A	B
	できない	C	D

「身元保証・身元引受等」の確認事項

状況 (A～Dを選択)	A・B・C・D (年 月 日)	A・B・C・D (年 月 日)
項 目	対応者とその連絡先	対応者とその連絡先
①緊急の連絡先に関すること		
②入院計画書、介護保険制度の利用契約に関すること		
③医療機関に入院・介護施設等に入所中に必要な物品の準備に関すること		
④医療機関での入院費・介護施設等での入所費等に関すること		
⑤退院・退所支援に関すること		
⑥治療や人生の最終段階における意思決定に関すること		
⑦(死亡時の)遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること		
⑧その他(自宅、財産など)		

TOPICS

アドバンス・ケア・プランニングの取り組みが北海道新聞に掲載されました

令和7年7月4日(金)北海道新聞朝刊内の特集「介護保険25年」(人生の最終章)に西岡病院の吉川 匠医師のインタビュー等が掲載されました。

記事内容は西岡病院ホームページ(<https://www.nishioka-hosp.jp/>)>アドバンス・ケア・プランニングの取り組みから確認できます。

以下、北海道新聞電子版でも確認ができます(全記事の確認には会員登録が必要です)

<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/1181125/>

TOPICS

日本アドバンス・ケア・プランニング研究会からのご案内

昨年度北海道札幌市で開催した年次大会、今年は9月6日(土)大阪府で開催されます。

プログラムも公開されています。会場での対面参加の他、後日オンデマンド視聴可能な参加形態もあります。

詳細・申込はホームページをご確認ください。https://jacra.umin.jp/acp_meeting10/index.html

○令和7年度活動スケジュールは以下の通りです。

第1回合同会議 令和7年6月30日(月)(終了)「多職種協働による個別ケース(困難事例等)の支援を考える①」

第2回合同会議 令和7年8月25日(月)「多職種協働による個別ケース(困難事例等)の支援を考える②」

第3回合同会議 令和7年10月27日(月)「感染症の備え、対応(実演含む)」

第4回合同会議 令和8年3月30日(月)「年度活動のまとめ」

とよひら・りんく事務局 西岡病院 岡村・横田 ホームページ:<http://www.toyohiralink.jp/>

電 話 011-853-8322(平日 9-17 時) メールアドレス:info@toyohiralink.jp